

2025 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社セレスポ

代表者名 代表取締役社長 田代 剛

(コード：9625、スタンダード)

問合せ先 常務取締役 コーポレート本部長 堀貫 貴司

(TEL：03-5974-1111)

公正取引委員会からの排除措置命令等の受領および今後の対応について

当社は、本日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。各命令の概要および各命令の内容を踏まえた再発防止策等について、以下のとおりお知らせします。

本件につきましては、株主の皆さま、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 排除措置命令の概要

当社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注するテストイベントおよび同大会に関する業務について、独占禁止法第 3 条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為が消滅していることの確認等を内容とする取締役会決議を行うこと、その内容について関連する 6 社および組織委員会に通知し、かつ従業員に対して周知徹底すること、今後同様の行為を行わないこと等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- | | |
|---------------|---|
| 1) 納付すべき課徴金の額 | 11 億 6,319 万円 |
| 2) 納付期限 | 2026 年 1 月 26 日 |
| 3) 業績に与える影響 | 2025 年 4 月 7 日付『特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ』において公表しておりますとおり、2025 年 3 月期決算において、上記課徴金の額を含めた独占禁止法関連損失引当金を計上しており、今期業績に与える影響は軽微なものと考えております。 |

3. 主な再発防止策

当社は、経営理念の実現に向けて徹底的な法令の順守を掲げて業務に取り組んでおりましたが、独占禁止法が規制する不当な取引制限に対する役員・社員の理解が十分ではありませんでした。本件を厳しく受け止めるとともに、今後は、独占禁止法を含む法令の順守を改めて徹底し、各命令の内容を踏まえた再発防止策を着実に実施していくことで、株主の皆さま、お客さま、関係者の皆さまにご理解いただけるよう努めてまいります。

項目	概要	実施時期
コンプライアンスの徹底による業務運営	社外取締役・社外監査役の監督機能による経営の客観性・透明性の向上	実施中
	リスクコンプライアンス委員会の体制強化によるコンプライアンス強化	2025 年度
経営層および社員を対象とした定期的な研修の実施	- 経営層および所属長を対象に、独占禁止法順守に関する定期的な研修（年 1 回） - 新任所属長、新任管理職を対象とした研修プログラムに独占禁止法順守に関する内容を追加	実施中
	全社員を対象として、独占禁止法順守に関する内容を含めたコンプライアンス研修の定期的な実施	2025 年度より実施
独占禁止法順守に向けた社内ルールの整備	- 会社規程に独占禁止法順守に関する項目を追加 - イベントサステナビリティマネジメントシステムマニュアルに独占禁止法順守に関する項目を追加	実施済み
	- 事業管理部門および法務部門に競争案件の相談徹底を周知 「競争案件参加に伴う誓約書兼報告書」の運用	実施中
	独占禁止法順守に関する行動指針の作成および周知	2025 年度より実施
法令順守状況の点検・監査	内部監査プログラムを修正し、独占禁止法に関する項目を追加	実施済み
	- 内部監査部門による独占禁止法順守に関する定期的な監査 - ISO20121 の維持・更新審査時における外部審査機関による定期的な監査	実施中
内部通報窓口の活用	- 年 2 回実施している社内申告制度を活用した部署運営・業務推進の状況確認 - 社外に設置している内部通報窓口の周知による活用の促進	実施中

4. 各命令に対する今後の対応

当社は、本件への深い反省のもと、全社をあげてコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、早期の信頼回復に努めてまいりますが、事実認定と法解釈において公正取引委員会との間に見解の相違があることから、今後、各命令の内容を精査・確認のうえ、取消訴訟の提起を含め、慎重に対応を検討してまいります。